

# 再エネ特措法の申請にあたり、事前取得が必要な許認可について

災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、FIT/FIP認定の申請にあたり、**事前取得が必要**です。

本パンフレットでは、太陽光発電設備の設置における各許認可の手続の概要や申請先を掲載していますので適切に対応してください。

## <事前取得が必要な許認可>

- 森林法における林地開発許可
- 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可
- 砂防法の許可
- 地すべり等防止法の許可
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 関連情報

☆「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」はコチラ

[https://www.enecho.metigo.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_solar.pdf](https://www.enecho.metigo.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf)

☆説明会及び事前周知措置実施ガイドラインはコチラ

[https://www.enecho.metigo.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220\\_setsumeikai.pdf](https://www.enecho.metigo.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf)

再生可能エネルギー

検索



近畿経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL:06-6966-6043

本紙に関するお問合せ先

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課（大阪府咲洲庁舎22階）TEL:06-6210-9254

# 森林法における林地開発許可

森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林での一定規模を超える開発行為については、事前に知事の許可が必要です。

## 林地開発許可の対象となる森林

地域森林計画の対象となる民有林（保安林、保安施設地区及び海岸保全区域を除く）

## 許可が必要となる行為

地域森林計画の対象となる民有林において、土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質を変更する行為のうち、**0.5ヘクタールを超える開発行為**により、太陽光発電設備を設置する場合

## 許可の基準

以下の要件を満たしていること

1. 災害防止の基準  
開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
2. 水害防止の基準  
開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと
3. 水源かん養の基準  
開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと
4. 環境保全の基準  
開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

## 申請先

大阪府 各農と緑の総合事務所 みどり環境課

## 参考

林地開発許可制度の概要（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/rinpatsu.html>

# 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、事前に知事（政令指定都市、中核市、権限移譲市町村の区域はその市町村長）の許可が必要です。

## 規制区域

### <宅地造成等工事規制区域>

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

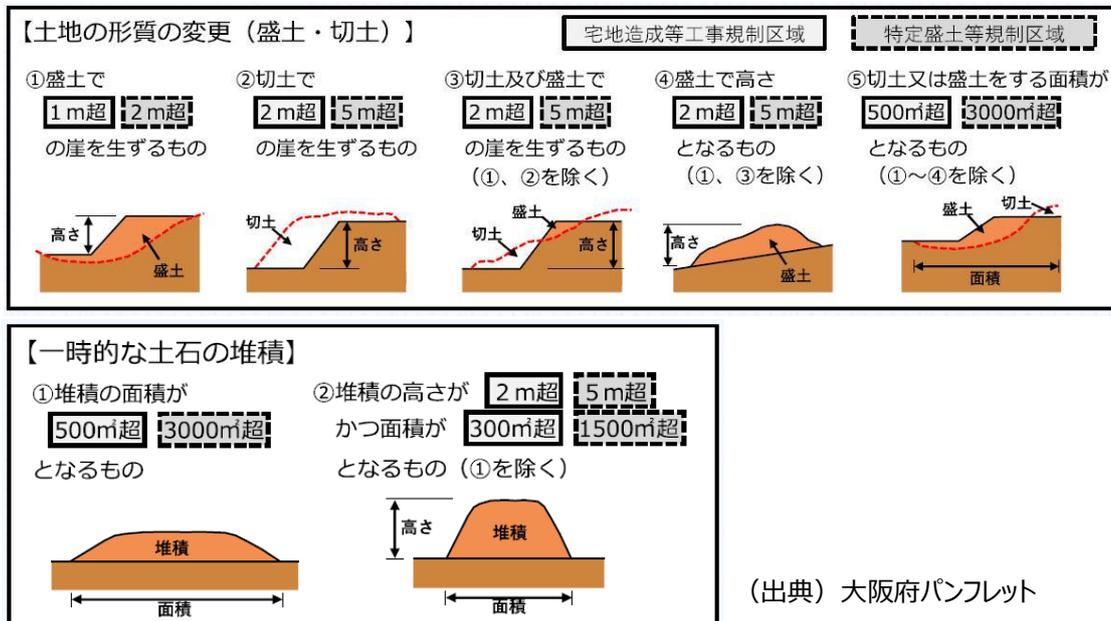
### <特定盛土等規制区域>

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※大阪府内では、特定盛土等規制区域は岬町の一部のみ、その他の区域はすべて宅地造成等工事規制区域です。

## 許可が必要となる行為

規制区域内において、以下の規模以上の盛土等を行う場合



(出典) 大阪府パンフレット

## 許可の基準

以下の要件を満たしていること

1. 工事の計画が法で定める技術的基準等に適合するものであること
2. 工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること
3. 工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること
4. 土地の所有者等全員の同意を得ていること

## 申請先

森林区域が含まれる場合 : 大阪府各農と緑の総合事務所 みどり環境課

森林区域が含まれない場合 : 大阪府都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課

※権限のある市町村の申請先については、各市町村にお問い合わせください。

## 参考

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事許可制度（大阪府ホームページ）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi\\_shinsa2/morido/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa2/morido/index.html)

# 砂防法の許可

砂防指定地内において、切土・盛土等土地の形質変更を行う場合は、事前に知事の許可が必要です。

## 砂防指定地

砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域

<主なもの>

1. 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域
2. 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

※大阪府内の砂防指定地は、各土木事務所管理課で確認できます。

## 許可が必要となる行為

砂防指定地内において、以下の行為を行う場合

1. 宅地の造成、土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更
2. 土石(砂れきを含む。)の採取、鉋物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
3. 道路、橋りょうその他の砂防設備以外の工作物の築造、改築及び除却
4. 上記の他、治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがあるものとして知事が公示して定める行為

## 許可の基準

以下の要件を満たしていること

1. 土地の所有者の同意を得ていること
2. 申請に係る行為の計画が治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがないものとして知事が定める技術的な基準に適合していること
3. 申請者が、申請に係る行為を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有していること
4. 前3号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがないこと。

## 申請先

大阪府 各土木事務所 管理課

## 参考

砂防指定地内行為及び砂防設備占用の許可申請（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o130110/0000670.html>

# 地すべり等防止法の許可

地すべり防止区域内において、切土・盛土等土地の形質変更を行う場合は、事前に知事の許可が必要です。

## 地すべり防止区域

以下の1及び2の区域を包括する地域（「地すべり地域」と総称。）であって、公共の利害に密接な関連を有するもので、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域

1. 地すべり区域
  - ・地すべりしている区域
  - ・地すべりするおそれのきわめて大きい区域
2. 地すべり区域に隣接する区域
  - ・地すべりを助長・誘発している地域
  - ・地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域

※大阪府内の地すべり防止区域は、各土木事務所管理課で確認できます。

## 許可が必要となる行為

地すべり防止区域内において、以下の行為を行う場合

1. 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの
2. 地下水の排除を阻害する行為
3. 地表水の浸透を助長する行為
4. のり切又は切土で政令で定めるもの
5. 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの
6. 上記の他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長・誘発する行為で政令で定めるもの

## 許可の基準

以下の要件を満たしていること

1. 地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長するものでないこと
2. 「地すべり防止区域内行為許可技術審査基準」（大阪府都市整備部）に合致するものであること

## 申請先

大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課

## 参考

地すべり防止区域内行為の許可申請（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o130110/0010119/0015233.html>

# 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可

急傾斜地崩壊危険区域内において、切土・盛土等土地の形質変更を行う場合は、事前に知事の許可が必要です。

## 急傾斜地崩壊危険区域

以下の1及び2の区域を包括する区域で、知事が指定した区域

1. 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が**30度**以上の土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの
2. 1に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

※急傾斜地崩壊危険区域は、各土木事務所管理課で確認できます。

## 許可が必要となる行為

急傾斜地崩壊危険区域内において、以下の行為を行う場合

1. 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
2. ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
3. のり切、切土、掘削又は盛土
4. 立竹木の伐採
5. 木竹の滑下又は地引による搬出
6. 土石の採取又は集積
7. 上記の他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

## 許可の基準

以下の要件を満たしていること

1. 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の内容が、当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのないこと
2. 「急傾斜地崩壊危険区域内行為許可技術審査基準」（大阪府都市整備部）に合致すること

## 申請先

大阪府 各土木事務所 管理課

## 参考

急傾斜地崩壊危険区域内行為の許可申請（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o130110/0000673.html>